

第三十一回国会 建設委員會議録 第二十一号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事木村 守江君 理事佐藤虎次郎君

理事瀬戸山三男君 理事二階堂 進君

理事南 好雄君 理事中島 巖君

逢澤 寛君 井原 岸高君

川崎末五郎君 島村 一郎君

砂原 格君 田中 角榮君

橋本 正之君 服部 安司君

村瀬 宣親君 兒玉 末男君

島上善五郎君 塚本 三郎君

武藤 武雄君

出席國務大臣 建設 大臣 遠藤 三郎君

出席府委員 法制局参事官 野木 新一君

(第二部長) 建設政務次官 徳安 實藏君

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長) 建設事務官 美馬 郁夫君

(計画局長) 建設技 官 神田 治君

(住宅局長) 委員外の出席者 専 門 員 山口 乾治君

三月二十日

公営住宅法の一部を改正する法律案 反対に関する請願(中村高一君紹介) (第二六六号) 古川筋上部の高速道路計画反対に関する請願(原彪君紹介)(第二六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公営住宅法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二二号)

土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)

○堀川委員長 これより会議を開きます。

土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。この際美馬計画局長より発言を求められております。これを許すことにいたします。美馬計画局長。

○美馬政府委員 お手元にお配りしてあります法律案要綱につきまして、御説明いたします。

最初が宅地の立体化、これは法律案の方で申しますと九十三条になります。

建設大臣、都道府県知事及び市町村長並びに都道府県及び市町村である施行者は、市街地における土地の利用の高度化を促進し、及び災害を防止するため特に必要がある場合においては、建築基準法による防火地域内、かつ高度地区内にある宅地について、土地区画整理審議会の同意を得て宅地の立体換地を行うことができるものとす。

この内容を御説明いたします。

第九十三条は、宅地の立体化について

ての規定であります。これが通常立地換地といわれている制度でございます。立体換地と申しますのは、一般の土地区画整理事業の平面換地に対するものであります。平面換地は従前の土地に照応する土地を換地として与えるのが原則であります。立体換地の場合は、従前の土地のかわりに、その土地と同等の価値を持つ建築物の一部とその土地の共有持分を与えるのであります。土地のかわりに与える建築物でありますから、その建築物は耐火構造でなければならぬこととされてお

り、また立体換地を拒む者には金銭清算の道が開かれています。立体換地の必要があるのは、市街地の密集部分で平面換地の余裕がなく、しかもその地域が将来高度利用を必要とするような場合であります。しかしながら、このような立体換地の制度は、現在面積の小さな宅地を整理する場合と権利者の同意がある場合とだけに限られておまして、密集市街地を都市計画上土地の高度利用の必要、災害防止のための必要等の公共的見地から全面的に立体換地を行う必要がある場合には認められていないので、この制度の運用が現在では困難なのであります。従いまして、今回、第九十三条に第二項を設け、市街地における土地の合理的利用と災害防止のため特に必要がある場合においては、防火地域であつて高度地区内の宅地につきましては、過小宅地の場合と同様に、個々の権利者の同意を得ることな

く、権利者の代表機関であります土地区画整理審議会の同意があれば立体換地ができるように改正しようとするものであります。

次に、公共施設管理者の費用の負担という問題であります。これは百十九条の二になっております。読みますと、

土地区画整理事業の施行により、重要な公共施設の用地を造成した場合においては、施行者は、道路法その他の法律に基くその公共施設の管理者に対して、その用地取得費の範囲内において、土地区画整理事業の費用の全部又は一部の負担を求めることができるものとすること。

中身を御説明いたします。

本来土地区画整理事業は、公共施設の整備改善を目的とするものであります。最近、道路、河川等の大規模な公共施設の用に供する土地の確保が困難であるため、これらの公共施設の管理者からの申し出により、土地区画整理事業によってその用地を造成するところが盛んになっておるのであります。この場合、当該公共施設はもっぱら土地区画整理事業施行地区内の居住者の用に供するものでないものが多く、かつ、その用地も大量であるから、この用地を造成するための負担を土地区画整理事業の施行者のみで行うことは非常に過重なのであります。これにつきましては、従来も公共用地造成補償費という名目で、本来の公共施設の管理者から土地区画整理事業の施行者

に支出されてきたのであります。会計法等の関係を明確にするため、今回百十九条の二の規定を新設いたしましたのであります。

まず、第一項には、土地区画整理事業が都市計画として決定された幹線道路その他の重要な公共施設の用地造成を主たる目的とする場合においては、施行者は、本来道路法その他の法律に基き、これらの公共施設の施設または変更に関する工事を行うべき者に対して、その者が当該公共施設の用に供する土地を造成した場合に当然要したであろう費用の額の範囲内において、事業費の全部または一部を負担させることを求めることができるものとしようとするのであります。

この規定の適用がある重要な公共施設は、政令で定められるのであります。が、目下考慮いたしているものは、一級国道、二級国道、主要地方道、河川法適用河川または準用河川、都市公園、港湾施設である運河、護岸堤防のうち大規模なもの等でありま

第三の仮換地に指定されない土地の管理、条文中で申しますと、百条の二と八十条になっております。

公共施設予定地及び保留地予定地等のように仮換地に指定されない土地については、その管理責任が明確でないので、施行者がこれを管理する旨の明文規定を設けるものとすること。

御説明いたします。

土地区画整理事業においては、各人の権利が確定する換地処分を行う前

に、仮換地というものを指定して、かりにその土地を使用収益させるのが通常であります。この場合に、将来公共施設となる予定の土地または事業費に充当するため、換地処分後保留地として処分される予定の土地等は、仮換地に指定されずに残るのであります。これらの土地は、そのいずれも土地区画整理事業を円滑かつ適正に施行していくために不可欠のものであります。現在第八十条の「土地区画整理事業の施行のためにこれを使用することが出来る」という規定によつて施行者が管理いたしておりますが、法文上不明確でありますので、今回第百条の二の規定を設けて、これらの土地は、仮換地が指定されたときから換地処分があるまでの間、施行者が管理するということを確認いたしましたのであります。従つて施行者は、これらの公共施設予定地、保留地予定地等を事業の目的に沿つて維持管理し、または事業施行のために第三者に使用収益せしめることができることがはつきりしたのであります。

これに伴つて第八十条の規定を整備して工事施行のための立ち入りの規定に改め、第百一条第三項の条文整理をいたしております。次に、四番目の委員等の任期の延長、条文で申しますと、二十七条、三十七条、五十八条でございます。土地区画整理組合の役員、総代及び土地区画整理審議会の委員の任期は、最高三年となつてゐるが、これを五年とすること。御説明いたします。説明の七ページであります。土地区画整理審議会は、土地区画整理

事業ごとに都道府県または市町村に置かれるもので、換地計画、仮換地の指定、減価償金の交付に関する事項について法律の規定に従つて同意し、または意見を申し述べる機関であり、組合の役員は、業務を執行する理事、業務を監査する監事であり、総代とは組合員が百人をこえる場合に総会にかつてその権限を行うために設けられる総代会を構成する者であります。これらの委員、役員、総代は、すべて地区民または組合員の選挙によつて選ばれるのであります。現行法では、その任期は三ヶ月も三年をこえない範囲内で事業の施行規定または組合の定款で定めることとなつております。

しかしながら、土地区画整理事業の実態は非常に長期間を要し、また事業の内容、手続等も複雑であります。特に審議会の委員の選挙については、公正を期するため、公職選挙法に準じた詳細な手続を設けておりますので、選挙には七十日程度の期間を要し、その間事業に空白を生じることとなる等、その任期が三年に限られておりますことは、事業の円滑なる施行上好ましくないものであります。御承知のように、戦災復興事業は、その終息を目前に控えているにもかかわらず、委員の任期が昭和三十四年度で切れることになつてゐるので、この際どうしても任期を延長する必要があるものであります。

従いまして、今回事業の実態に合致せしめるため、組合の役員については第二十七条第五項、総代については第三十七条第三項、審議会の委員については第五十八条第六項の規定を改正し

て、三年を五年にいたすのであります。五年をこえない範囲内で施行規程または定款で定めるのであります。また、各事業の規模等によりましては、五年以内で適宜その年限を定めるのであります。なお、委員、役員、総代につきましては、地区民または組合員からの解任請求が認められておられますので、これら委員等の任期が延長されても、地区民または組合員の権利保全の措置は十分考慮してあるものであります。次に事業計画の軽微な修正の手続、五十五条、六十九条であります。建設大臣、都道府県知事及び市町村長並びに都道府県及び市町村である施行者は、事業計画に対する利害関係人の修正意見を都市計画審議会が採択した場合において、その修正が軽微なものであるときは、再び縦覧することなく、事業計画に修正を加えることができるものとすること。十ページでございます。

土地区画整理事業においては、公共団体施行の場合は事業計画を定める場合、行政庁施行の場合は事業計画及び施行規程を定める場合に、二週間公衆の縦覧に供することになっておりますが、これらについて、利害関係人から意見書が出て事業計画等を修正した場合は、再び縦覧したることとなっております。ところが、事業計画等を変更する場合には、やはり再縦覧することとなっておりますが、この場合には、変更の軽微なものについては再縦覧を省略することになつてゐるにもかかわらず、修正の場合には、このような措置が認め

て、今回第五十五条第五項及び第六十、九条第五項の規定を改正して、事業計画及び施行規程を修正しようとする場合において、変更の場合と同様に、法令で定める軽微な修正については、再縦覧を省略できるとし、事業の迅速な施行をはかるうとするものであります。次に、六の予備委員の数の特例、五十九条でございますが、土地区画整理審議会に置かれる予備委員の数は、施行地区内の所有者と借地権者から各別に選挙される委員の数の半数をこえてはならないこととなつてゐるが、各別に選挙される委員の数が一人の場合においても、予備委員一人を置くことができるようにするものとすること。これは御説明の必要はありませんが、予備委員が一人の場合はゼロになりますので、これは、選挙をやり直す必要があつて非常に困りますから、その場合でも、一人を置くことができるように改めたわけでございます。

次に、権利異動の届出、これは八十五条でございます。説明の方で参りますと十三ページでございます。土地区画整理事業においては、権利の申告制度が設けられておまして、施行地区内の宅地について所有権以外の権利、たとえば地上権、賃借権等登記のない権利を有する者は、当該宅地の所有者と連署するか、あるいは権利の所有者と連署する権利の種類及び内容を書面をもつて申告することになつておりますが、一度申告した権利が移転、変更または消滅した場合に、当初の申告の場合と異なり、当事者は連署しなければ施行者に届け出る

ことはできないこととなつております。従つて当事者の一方が行方不明である場合とか、正当な理由がなくて相手方の承認が得られない場合には、権利異動の届出ができず、非常に不合理なのであります。従いまして、今回第八十五条第三項を改正し、当初の申告の場合と同様、当事者の連署のほかに、双方または一方から権利を証する書類によつて届出を認めることにしようとするのであります。次に、八の公共施設の用に供されてゐる宅地に関する措置、九十五条でございます。説明いたします。十五ページでございます。公共施設の用に供してゐる宅地と申しますのは、たとえば道路、水路等の敷地になつてゐる私有地のことです。従つて、これらの私有地については、現在でも第九十五条第一項の規定によりまして、換地計画を定める場合に、換地照応の原則の例外として位置、地積等に特別の考慮を払つて定めることができるとされております。

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善をはかつて、これらの私有地をなくしていくのがその目的でもありませんし、特に私道敷につきましては、適正な換地により生ずる公道に面するようになつてゐるので、もはや私道敷は不用になるものであります。従いまして、今回第九十五条に一項を設けて、事業の施行によりましてこれらの私有地の上にある公共施設にかゝる機能を持つ公共施設が設置された場合、その他特別な事情がある場合には、当該私有地については、換地を与

え、適正な金銭により清算すること
ができるようにするのであります。

この規定が適用されるのは特別な場
合だけであつて、この場合には、これ
らの事情をよく知つてゐる地区民の代
表機関である土地区画整理審議会の同
意を必要とするのであります。

次に、九の保留地の処分方法。これ
は条文で申しますと百八条、五十三
条、五十六条であります。

これについて御説明いたします。

現在、保留地を処分する場合は、土
地区画整理審議会の同意を得て定め
た方法により処分することになってお
りますが、この保留地は、第九十六
条の規定により、土地区画整理事業
費に充当するために、施行地区内の宅
地の所有者及び当該宅地について権利
を有する者の平等な負担によつて生
み出されたものであるから、その処分
方法については、これらの権利者は大
きな関心を有してゐるのであります。

従つて、この保留地の処分方法は、土地
区画整理審議会の同意によつて定め
るよりも、権利者の総意の反映によつて決
定されるよう施行規程であらかじめ
定めることにした方が、より公平で、
かつ民主的であるので、今回第八
条第一項の改正をいたすのであります。

なお、施行規程は、公共団体施行の
場合は条例で定めるものであります。
行政庁施行の場合は規則、建設大臣
施行の場合は省令で定めるのであり
ますが、この場合は、二週間利害関係
人の縦覧に供することになっており、
利害関係人はこれに対し意見を申し
述べることができるようになってゐる
のであります。

次に、清算金の延滞金。これは百十
二条でございます。

百十条は清算金の徴収または交付
に関する規定であります。現行法で
は、清算金を滞納する者に対してその
延滞金を徴収することが認められてお
りませんので、清算金の徴収交付事務
を円滑にするため、今回百十条に延滞
金の徴収規定を設けたのであります。

いろいろ条文はたくさんありますが
が、これは、延滞金を徴収することに
ついてのいろいろな手続規定を網羅し
ております。

次に、土地区画整理事業と農地等の
関係の調整。二十ページでございます。

御承知のように、土地区画整理事業
は、市街地の造成を目的とするもの
で、区域内に農地が含まれる場合は、
将来宅地化されることを前提としたし
ますので、農地との関係が非常に深
いわけであります。従つて、本条は
土地区画整理事業と農地等の関係の調
整について規定しておりますが、現在
は、都道府県知事が農地の廃止を伴
うものであるときは、事業計画につ
いて市町村農業委員会の意見を聞か
なければならぬことになっております。

しかしながら、農地法の規定によ
れば、農地の改廃につきましては、市
町村農業委員会は都道府県知事への
農地転用の申請の場合の經由機関に
すぎず、農地法によつて都道府県知
事の転用の許可を与える場合は、都
道府県農業委員会の意見を聞くこと
となっておりますので、今回農地法も
いろいろ折衝いたしました結果、農地
法の体系に從つて百三十六条を改正
し市町村農業委員会のかわりに都
道府県農業委員会の意見を聞くこと
としようとする

ものであります。

以上簡単であります。土地区画整
理法の一部を改正する法律案につ
いての説明を終ります。

○堀川委員長 木案に対する質疑は、
次会に行うことにいたします。

○堀川委員長 次に、公営住宅法の一
部を改正する法律案を議題として、審
査を進めます。前会に引続き質疑を行
います。島上善五郎君。

○島上委員 先般大臣にぜひお伺いし
たいと思つておりましたが、お見えになら
なかつたので、保留している点がありま
すので、その点をまず御質問を申し上
げます。

この前同僚議員も質問したのであり
ますが、公営住宅法の第一条には、そ
の目的がはっきりしてあります。それ
から今回の提案理由説明の際にも、公
営住宅は低額所得者のための住宅であ
るという性格をはっきりさせたいとい
うことを強調しておられました。そこ
で私伺いたいのは、低額所得者のた
めの住宅であるという性格をはっきり
させたい、その低額所得者とは何ぞや
といふ、控除を別として、第一種に
ついては三万二千円まで、第二種に
ついては一万六千円までという、一応
定義と申しますか、そういう解釈をし
ておるわけですか。低額所得者に低
額の住宅を提供することが目的である
ことははっきりしてゐる。今度の法律
は、その性格をはっきりさせたいため
に出した、こういう御説明だつた。そ
れはよろしいと思つて、そういう解
釈から申しますと、すなわち三万二千
円をオーバーした者は低額所得者では
ない、こういう解釈をとつて、その低
額所得者には、第一に明け渡し
の義務を課する、それから明け渡し
に引き続いておる場合には、家賃は
四割ないし八割引き上げる、こういう
ことになってゐるわけでありまして、
そういういたしますと、低額所得に
あらざる者に対しては、一部ですが、
低額所得者でなくならず、低額所得
者で、すでに低額所得者でなくなら
なかつた者に対しては低家賃でない家
賃で貸す、こういう事実が生ずるわけ
です。低額所得者でなくならず、低
額所得者でなくならず、高所得者
に、別の言葉で言へば、高所得者に
なつた者に対して、低家賃のワケを越
えた、低家賃でない家賃で公営住宅
を貸す、こういう事実が、これは一部
でありますけれども、生ずることになる
わけですね。これは、大臣お認めで
すか。

○遠藤國務大臣 公営住宅の基本的な
考え方は、御指摘のように、低賃給
活者に低家賃住宅を供給する、こう
いう考え方でございます。ただ、原則
は、そうでございますけれども、三万
二千円をオーバーしたから、いきなり
から、もうあなたは入る資格はない
といったようなものではないと思
うのであります。大体三万二千円程
度になってきて、もう負担能力がふ
えたとした場合、もう一段階上の
住宅に入る資格が出てくるから、一
明け渡しして、さらに低家賃を要求
する。低賃給生活者に譲つていただけ
ないか、こういう話し合いをしていく
という考え方を持つておるわけであ
ります。三万二千円をオーバーした
からといって、いきなり引き立てる
ように追いついてしまふというよう
な考え方は、こは、住宅問題であ

り、しかもその住宅に対しては、相
当年月がたつて住んでおると、その
環境あるいは生活状況といったよう
なものが結びついて参りますから、
ぎちぎちやるべきではなくして、大
体そういう考え方で話し合いをや
つていくというふうな気持ちでお
るわけでありまして。

○島上委員 それはわかりませ
ん、低額所得者でなくなつたからす
ぐ明け渡しというふうなことは言
うべきではないし、実際上やれるも
のではないと思ふ。そこで、この
明け渡しの問題、法律にこの
義務といったようなものも、法律
にこのように明文化することはどう
か、必要がないじやないかとさ
え思つてゐるわけですね。運用の
点では、今大臣がお答えになつた
通りだと思つてゐる。ただ、法律
の第一条の趣旨から申しますと、一
部分ではあるけれども、あなた方が
解釈してゐる低額所得者でない者
が依然として入居するという事実
が生ずるわけですね。そして、その
低額所得者でない者に対しては、
低家賃と、すなわち今までの家賃
のことをあなた方は低家賃と解釈
してゐるのですから、年度によつ
て違ひますけれども、これは低家
賃である。これに四割ないし八割
増し賃料をかけたとき、その限
りにおいては、低家賃でないとい
うことになつて、私が開いてゐる
のは、この法律第一条には、低額
所得者に低家賃で提供するという目
的がはっきりしてゐるが、この法律
改正によつて、低額所得者にあら
ざる者に低家賃で提供することにな
るが、これをどうお認めかどう
か、これを伺つてゐるわけですね。

○島上委員 それはわかりませ
ん、低額所得者でなくなつたからす
ぐ明け渡しというふうなことは言
うべきではないし、実際上やれるも
のではないと思ふ。そこで、この
明け渡しの問題、法律にこの
義務といったようなものも、法律
にこのように明文化することはどう
か、必要がないじやないかとさ
え思つてゐるわけですね。運用の
点では、今大臣がお答えになつた
通りだと思つてゐる。ただ、法律
の第一条の趣旨から申しますと、一
部分ではあるけれども、あなた方が
解釈してゐる低額所得者でない者
が依然として入居するという事実
が生ずるわけですね。そして、その
低額所得者でない者に対しては、
低家賃と、すなわち今までの家賃
のことをあなた方は低家賃と解釈
してゐるのですから、年度によつ
て違ひますけれども、これは低家
賃である。これに四割ないし八割
増し賃料をかけたとき、その限
りにおいては、低家賃でないとい
うことになつて、私が開いてゐる
のは、この法律第一条には、低額
所得者に低家賃で提供するという目
的がはっきりしてゐるが、この法律
改正によつて、低額所得者にあら
ざる者に低家賃で提供することにな
るが、これをどうお認めかどう
か、これを伺つてゐるわけですね。

○島上委員 それはわかりませ
ん、低額所得者でなくなつたからす
ぐ明け渡しというふうなことは言
うべきではないし、実際上やれるも
のではないと思ふ。そこで、この
明け渡しの問題、法律にこの
義務といったようなものも、法律
にこのように明文化することはどう
か、必要がないじやないかとさ
え思つてゐるわけですね。運用の
点では、今大臣がお答えになつた
通りだと思つてゐる。ただ、法律
の第一条の趣旨から申しますと、一
部分ではあるけれども、あなた方が
解釈してゐる低額所得者でない者
が依然として入居するという事実
が生ずるわけですね。そして、その
低額所得者でない者に対しては、
低家賃と、すなわち今までの家賃
のことをあなた方は低家賃と解釈
してゐるのですから、年度によつ
て違ひますけれども、これは低家
賃である。これに四割ないし八割
増し賃料をかけたとき、その限
りにおいては、低家賃でないとい
うことになつて、私が開いてゐる
のは、この法律第一条には、低額
所得者に低家賃で提供するという目
的がはっきりしてゐるが、この法律
改正によつて、低額所得者にあら
ざる者に低家賃で提供することにな
るが、これをどうお認めかどう
か、これを伺つてゐるわけですね。

○島上委員 それはわかりませ
ん、低額所得者でなくなつたからす
ぐ明け渡しというふうなことは言
うべきではないし、実際上やれるも
のではないと思ふ。そこで、この
明け渡しの問題、法律にこの
義務といったようなものも、法律
にこのように明文化することはどう
か、必要がないじやないかとさ
え思つてゐるわけですね。運用の
点では、今大臣がお答えになつた
通りだと思つてゐる。ただ、法律
の第一条の趣旨から申しますと、一
部分ではあるけれども、あなた方が
解釈してゐる低額所得者でない者
が依然として入居するという事実
が生ずるわけですね。そして、その
低額所得者でない者に対しては、
低家賃と、すなわち今までの家賃
のことをあなた方は低家賃と解釈
してゐるのですから、年度によつ
て違ひますけれども、これは低家
賃である。これに四割ないし八割
増し賃料をかけたとき、その限
りにおいては、低家賃でないとい
うことになつて、私が開いてゐる
のは、この法律第一条には、低額
所得者に低家賃で提供するという目
的がはっきりしてゐるが、この法律
改正によつて、低額所得者にあら
ざる者に低家賃で提供することにな
るが、これをどうお認めかどう
か、これを伺つてゐるわけですね。

○島上委員 それはわかりませ
ん、低額所得者でなくなつたからす
ぐ明け渡しというふうなことは言
うべきではないし、実際上やれるも
のではないと思ふ。そこで、この
明け渡しの問題、法律にこの
義務といったようなものも、法律
にこのように明文化することはどう
か、必要がないじやないかとさ
え思つてゐるわけですね。運用の
点では、今大臣がお答えになつた
通りだと思つてゐる。ただ、法律
の第一条の趣旨から申しますと、一
部分ではあるけれども、あなた方が
解釈してゐる低額所得者でない者
が依然として入居するという事実
が生ずるわけですね。そして、その
低額所得者でない者に対しては、
低家賃と、すなわち今までの家賃
のことをあなた方は低家賃と解釈
してゐるのですから、年度によつ
て違ひますけれども、これは低家
賃である。これに四割ないし八割
増し賃料をかけたとき、その限
りにおいては、低家賃でないとい
うことになつて、私が開いてゐる
のは、この法律第一条には、低額
所得者に低家賃で提供するという目
的がはっきりしてゐるが、この法律
改正によつて、低額所得者にあら
ざる者に低家賃で提供することにな
るが、これをどうお認めかどう
か、これを伺つてゐるわけですね。

○裨田政府委員 公営住宅の政令で定められた基準をこえた収入を得た入居者につきましては、入居後三年を経過した後に、初めて、収入が超過しておれば、明け渡しを努力をするという精神的な義務を負うわけでございますが、それと同時に、いろいろの事情でどうしてもほかの家に移れないという方にはそのまま継続しておいていただく、ただし、そういう家賃の負担能力があるという収入の基準に達しておる方につきましては、もはや

は、要するに割増し賃料——少くとも、今までの解釈による低家賃にあらざる家賃ですね、これは民間の家賃より安いですが、安いけれども、今までの公営住宅の低家賃でないところの、いわば中間的な家賃です。その中間的な家賃で高額所得者が住んでおるといふ事実が、今後生ずるわけですね。これを認めざるを得ないと思えます。そのことを私は大臣に伺っておるわけですね。そうならば、その次に問題が一つあるわけです。

しかし、私は割増し賃料を負担しますといえ、その人は永久におられるのです。割増し賃料を負担しておるならば、所得がふえたからといって下さいという方法が話し合ひもないじゃないですか。永久におられるのですよ。ですから、この法律でいう低額所得者にあらずる者に対して、低家賃にあらざる家賃で貸すという事実が永久に将来残りまします。そういったまします、この法律の第一条を修正するか補足しなければ、法律と実態とが合わぬ、こういうことになる。これはその通りなんです。法律であります以上は、やはり筋を通さなければいけません。そうでなければ、この法律はすいぶん変なものであると思う。あとで、すいぶん法律違反の事実があるから、それも伺いますけれども、法律と実態とが合うかどうかというところがはっきりわかるのですから、低額所得者にあらずる者に対して低家賃にあらざる家賃で住ませますというの、明白に第一条に矛盾する。そこで、そういうふうにおやりになるならば、第一条を修正するか補足しなければ、不完全なものになるじゃないか、不十分じゃないかということをお私に伺っているのです。

入ったという計算の家賃であるということとは不適当であるということ、先ほどの四割増、八割増と申しますのは、要するに公団住宅であるとか住宅金融公庫の融資による賃貸住宅等の家賃との均衡を考へまして、全建設費が四分一厘で計算されたような家賃、それにならしまして公営住宅の家賃を計算いたしますと、先ほど申し上げましたような近似値が四割増、八割増となるわけでございます。従いまして、公団住宅におきましても、高家賃ということを目ざしておるわけではございませんで、これは一般の勤労者として、公営住宅以上の方々は、四分一厘程度の建設費に対する利回りの家賃——これは市中金利から比べればずっと安いわけでございます。なお補助金の仕方でも計算しますと、三割近い補助金が入ったような計算になるわけでございます。

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

より安い家賃に入っていたかといふことに相なるかと思つてございませぬ。

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

目的、第一条に定めた低額所得者という事実から、少くともはみ出した人々がおられる。これがこの前の調査では七万四千人とおられる。こういう調査があなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方に出ておるわけでございますが、こういう人々に対して、この筋を通し、明けて渡さざるべきでございませぬ。あなたの方の解釈によれば、この法律の第一条の目的の通りになつていくわけですが、それができない。今度の法改正でも、それができないというところが明らかになつた。それらの人々

○遠藤國務大臣 御指摘の点については、過渡的にはそういう形のもが出てくることは、これはやむを得ないと思っております。ただし、一定の資格条件をオーパーしたような収入の者に対しては他の住宅を供給する、一方においてあつせんをする義務を負担させていきまして、他の住宅にだんだん入っていったら、もうして低額所得者に対しては、まだ家がなくて非常に困っておる人がたくさんあるわけでありまして、そういう者をだんだん入れていくようにしたい、これがこの法案のねらいであります。

○遠藤國務大臣 根本的な考え方としては、変わっておらないのでありまして、俸給が非常に高くなつて、三万二千円をオーパーするようになってきた。この人は他に適当な転居先がないから、しばらくここにいたいというならば、割増し賃料を出していただく。しかし出しただけで、この人は適当な家があるなら出ていただくという精神的な義務は負っているわけでありまして、そういうような

ことだんだん話し合いをしていく。従って、法律上当然そういう人もおるのだというふうな原則論をきめて、法律の第一条から修正すべきものではな

くして、原則論における例外的な扱いをしていくのだ、これは単なる法律論的な議論ではなくして、実際の住宅の事情から出てくる現実に妥協した、実際に住宅を扱っていく場合の現実の事情に即するような扱いである、こう

いうふうな考えでおります。
○島上委員 現実には即する扱いであるという事は、わからぬことではないです。わかつたらいいじゃないか」と呼ぶ者あり)では答弁できますか。かわつて答弁して下さい。「明け渡し

ように努めなければならぬ」とあって、その次の改正を見ますと、「入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは」ですから、引き続き入居することをここで認めるわけです。

(それだから、よけい銭を出せばいいじゃないか)と呼ぶ者あり)です。それから、よけい銭を出せば、低額所得者

にあらざる者に住まわせるという事実がある。低額所得者にあらざる者に対して、低家賃にあらざる家賃で提供すること、ということになれば、この一条を補

足しなければ十分ではないか、一条の事実とは矛盾するじゃないですか。(それは過渡的だ)と呼ぶ者あり)これは過渡的じゃありませんよ。家賃さえ四割出せば、いつまでも永久にお

るのであります。
この修正の第二点に、ただしその場合でも、明け渡しのあれをしなければならぬ、割増し賃料を出した場合でも、さらに引き続き明け渡しの努力

をしなければならぬということを書き入れてあります。ないじゃないですか。
○堀川委員長 政府委員と話をして下さい。

○島上委員 これは事実なんです。何とかしたいですよ。過渡的じゃないですよ。
○堀川委員長 島上君、ちょっとずつして下さい。建設大臣。

○島上委員 法律で、この改正でも、引き続き入居することを認めるので、から、引き続き入居する場合には、四

割ないし八割出しさえすれば、引き続き入居できるので、引き続き入居できるということは過渡的じゃないですよ。永久に続きますよ。もう一べんよく聞いて下さい。そうすると、この法律第一条にある低額所得者に低家賃という条文と矛盾した事実が出てくる。つまり低額所得者にあらざる者に対して低家賃でない家賃で住まわせる、こういうことになりませんか。この法律第一条の筋が通らぬじゃないですか。

ます。
○佐藤(虎)委員 私は、島上さんの意見は少し違つておると思うんです。社会党の意見は、いわゆる無産階級とか、そういうものの味方であつて、そこで三万二千円以下の者にそこへ低家賃で住まわせる、それ以上取る者は不当じゃないけれども、高収入がある者には出してもらつて、いわゆる安い月給を取つてゐる者を救つてやろうじゃないかというものが、今の社会主義の政策だと僕は思う。そこで、五万円も四万

五千元も月給を取るような方には、今度できる方に行つていただきたいというのに対して、それはいけない、それじゃ法の上において権力がなないじゃないか、こういうのがあなたの意見で

しょう。してみたら、明け渡しのできるように法律上作れというのかど

うか、そこを聞いてみたい。僕はあなたにそれを聞いてみたい。ただ、この法案を議論するよりも、こういう方法にした方がいいじゃないかという意見

なんですか。
○堀川委員長 ちょっと佐藤委員に申し上げますが、この法案はきょう上げたいのです。それで、もう委員同士の質疑はやめてもらつて、政府委員と質疑をやして下さい。

○島上委員 とにかく、この法律には大へん不備な点があるのと、私も質問したい点があるんですよ。ですから質問をして、十分に納得した上で、賛成なら賛成、反対なら反対の態度を明らかにして採決するのはいいですよ。しかし、あいまいな点をそのままに残して、審議を尽くさないで採決するとい

うわけにはいきませんから、私もは理事会の申し合わせを尊重しますが、

しかし、その前に十分質疑をする。今までの大臣の答弁ではどうも満足できないんです。納得できない点があるの

です。私は、何も高額所得者になつたら強制的に明け渡しと言つてゐるの

じゃないのですよ。ただこの法律解釈と第一条の目的とが食い違ふ。この食

い違ふ事実を法律的に合理化するには、第一条を補足なり修正なりしなければ、第一条を補足なり修正なりしない

で、(法制局で作つたから、法律的に間違つていないよ)と呼ぶ者あり)間違つていますよ。私が言うことも、あなたの方からでしょう。低額所得者に低家賃で提供するのが目的なんです。低額所得者にあらざる者が、低家賃でない家賃で引き続き住めるといふことになれば、この法律の第一条と矛盾するから、第一条を補足なり修正しなければ、実態と合致しないじゃないかということ

を言つてゐるのです。どうしても法的な解釈がわからぬというのなら、法制局を呼んで下さい。それは、実態と法律と合致しないことになる。私が納得できるように、矛盾しないようにはっきり答弁してくれればいいですよ。

○遠藤國務大臣 島上委員のおっしゃることもよくわかりますが、原則論としては、低賃給生活者に低家賃で入つていただく、こういうことではありますので、だんだん賃給が上がつてきた人はよそへ、もう少し上の段階の家賃の家へ入つていただく、こういう原則をきめて、しかし今までのいきさつ上、どうしてもそこを扱はれないという

ような人は、割増し家賃をもらいます。割増し家賃をもらいますけれども、機会を見て、できるだけ出ていた

だきたいという法律義務はずつと負つていく。しかし、それは強制はしませんが、話し合いでいくようにしたい、

こういうことでありますから、第一条の大目的を棄てなくても、十分これは理解できると私は思つております。

○島上委員 原則は私もわかりました。原則と例外があるということをおな

なたも認めておられるでしょう。では、この第一条の目的から例外を解釈することができませんか。第一条は、あくまでも低額所得者に低家賃でもって提供す

ることが目的であると、はっきりして

いるのです。ただしこういう場合にはこうだというただし書きもあつて、例外を解釈できるような条件があるなら、私は何も例外のことにあまりこだわ

りませんよ。だから、ここにその例外を認めるような修正か補足をしなければ、法律の条文と実態との間に大きな矛盾が生ずる、こういうことになる

のです。
○遠藤國務大臣 その点は、この法案を提案する前に、各方面いろいろな議論をいたしまして、第一条の目的を広げて、そういう例外も認めるということ

とを第一条に書かなくても、当然それは例外の措置として認めて差しつかえないという解釈で提案しておるような次第でございます。
○中島(慶)委員 議事進行。われわれとしても、この法案をきょう上げるといふお話をした以上は、国会正常化のために協力するつもりでおるので

というような、これは国会法からいって、質問者に質問するというふうなことはできません。そういうふうな格好になっていて、はなはだ議事の運営に遺憾だと思つて、従いまし、たとい見解の相違であつても、どの点が見解の相違だということ、島上委員の発言に対して政府より率直に説明されて、そしていよいよ議論の尽きたときに採決に入るように議事を整理して、十分質問を続行させて、政府も答弁に立っていただく、こういうことをお願いするわけです。

○堀川委員長 むろんその通りに取り計らいます。

○島上委員 私は、この第一条の問題については納得できない。これは、ほんとうは法制局の解釈を聞きたいので、法制局を呼びませんか。私は、それまでほかの質問をしますから、あとで法制局を呼んでもらいたい。私は、法律上の解釈の回答としては納得できません。そこで、法制局の人が来てもらうことを要求して、それまでほかの質問をします。

「それじゃ修正案を出せばいいじゃないか。」とたまに出てきて何だ。と呼び、その他発言する者あり

○堀川委員長 静粛に願います。
○島上委員 次の質問をしますが、御承知のように法律第十五条には、事業主体は修繕の義務を負つておるわけですが、念のため一応読みますが、「事業主体は、公営住宅の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他建設省令で定める附帯施設について修繕する必要がある

たときは、遅滞なく修繕しなければならぬ。但し、入居者の責に帰すべき事由に因つて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。」という修繕の義務の規定がございます。ところが今度の法案の提案理由の中には、「このままの家賃では、適切な維持修繕ができないばかりでなく、云々と、こうあります。そうしますと、今度の家賃の値上げは、修繕を完全にすることができ、一つの理由になっておりますか。

○遠藤國務大臣 法律十五条に明らか規定してありますように、家屋を維持していく場合に必要な修繕は、当然やらなくてはならないのでありますけれども、実際問題として、それがなかなかうまくいっていない。従つて、この家賃の調整ができて参りましたならば、この修繕もやらせる考えであります。それは、家賃をもうける考えでも何でもないのであります。やはり住宅として十分に機能が發揮できるように、その方へつき込んでいきたい、こういう考えでございます。

○島上委員 そういたしますと、大臣は、現在修繕の必要が生じて、十分に行われていないという実態があることをお認めですか。

○櫻田政府委員 お答え申し上げます。事業主体は、その管理する公営住宅を、お説のごとく第十五条の定めるところによつて修繕することになっておるわけでございます。それで、現在までの修繕状況を見ますと、昭和三十一年度における修繕状況は、主として給排水施設、屋根、衛生施設、道路などの修繕を行つておりました。またこれらに要した費用は、年度の家賃収

入のおおむね二割ないし三割程度に達しておるのでございます。従いまして、全国的に見ますと、事業主体として公営住宅の修繕をほぼ適正に行なつておるというように考えられるわけでございます。ただこの公営住宅も、最低の家賃を取りまして、事業主体が低額所得者のために低家賃の住宅経営を行なつていくという立場から考えますと、修繕費にたいしてかなり苦しい出血をしておるというのが実情でございます。それで、そういう出血をなくし、修繕ももっと容易にできるようにしたい。なお、今回の改正におきましては、従来修繕の義務の中に入つておらなかった部分につきましても、たとえば附帯施設等でございますが、そういうものにつきましても修繕をするように規定したわけでございます。それで、不均衡は正の収入につきましては、修繕に回し、また環境の整備にこれをしようように指導する考えでございます。

○島上委員 事業主体においては、ほぼ適切に修繕しておるというふうなお答えでしたが、これは事実と大へん相違します。そういうことで、現状ではほぼ適切に修繕しておるとお思ひになられたら、これは大へんな事実との相違があるということをお私に指摘しないわけにいきません。私も私にせんだつて調査に行きましたほんの一、二の例でも、おかみさんに聞いてみたら、幾ら陳情しても、申し込みをしても何をしても全然やってくれない、そこで仕方なしに屋根も自分で直し、壁も自分で直し、こういうことを言つております。その後私は、どうしても見てくれというので、あるところを見ま

した、見ましたら、これは木造家屋で十年たつておりますから、ある程度腐るのもやむを得ないと思ひますが、土台が全く腐つてしまつて入り込んでおる。めり込んでおつて、出入りする戸口が全然あかない。あかないから、どろほうの用心にはいいかもしれませんが、あれども、あかないままにして台所から出入りをして居るのです。これ見ても、下さいと言われて、私は見てきました。そういうところや、もつとひどいところがたくさんあります。ですから、現状をもちつてこの第十五条に規定する修繕の義務は、事業主体によつてほぼ適切に行われておる、こういうお答えは、事実と大へんな食い違いがあらはです。それについては、あなた方は現状を調査されて、そういう責任のある御答弁をされておられますか。私は、この目でもって現状を見てきています。

○遠藤國務大臣 ただいま修理の問題について住宅局長から、お答えがありました。したが、事務的にはああいふ答弁に際して、その修理はあまりうまくいってない、そういうことをしよつちゅう聞かされておられます。ですから、もう少しやらなければいかぬと思ひます。今度の家賃の改定ができて参りましたならば、低家賃住宅の方へさらにつき込むことはもちろんですが、修理の方へももう少し金を出していく、そして相互にいいような住宅政策を進めなければいけないと私は考えております。法律の要求しておる修理がどこまであるかという詳しいことは、私はあまり調べておりません。しかし、私の勘とし

ては、もう少し修理をしなければならぬと思つております。

○島上委員 大臣はややまじめな答弁をされたが、私は、大臣にぜひ見てもらいたい、そして入居者の希望を聞いてもらいたいと思つて、おそらく入居者から、こういうふうになつて居るから修理してほしいという声が、それぞれ事業主体にずいぶんたくさん行つていふところ、私に今言つたところでも、こう言うのです。その主人公の説明によりますれば、去年の秋に東京の建築局から調べに来た。何か様のよくなものでついでにみたり何かして、ちよつと医者が病人を診察するようにこまかに診察していきなされた。こまかに診察した結果どうなつたかと言つたら、それです。実は、こちらから、この通り土台が腐つておるから直して下さいというお願いをしました。が、それきりだ、これが現状です。私は、他にもつとひどいところもあるかと思つて、この現状をよく見ていただいてそれから入居者の声をよく聞いていただいで、今の御答弁のように、ほんとうに誠実に処理してほしいと思つて。

そこで私は伺いますが、普通の利潤をもとにしておる大家さんも、家賃を上げてほしいというときには、土台が腐つたら直す、雨漏りしたら雨漏りを直す、そういうことをしてから、どうでしよう家賃を、こう相談をもつてくるのが普通です。政府は、家賃を先の上げなさい、腐つておるところはそのままほつておいて、家賃を上げなさい、家賃を上げなければ修理できぬぞ、こういうふうな、普通の家主さんのやること比べてさへ過なや

り。

ございましたらば、事業主体の方でさう
よく調査して、直すべきは直す、こう
いうように持っていくかと思つてわけ
でございます。

それから先ほど申し上げましたもの
の中には、従来修繕の範囲がかなり狭
かった面もあるわけでございます。た
とえば屋外の付帯施設等は、法律上は
修繕の義務を負ってなかったわけでご
ざいますけれども、そういうものも今
回入れたわけでございます。入居者
の方から申し入れがありましたら、義務
を負っていない面もあつたわけござ
います。それから当然それは入居者の
負担だというようなものもあるわけ
でございますけれども、そういう点につ
きましては、今後十分入居する際にど
ちらの義務かということを確認する
ように事業主体を指導したいというふ
うに考えておるわけでございます。
従つて、入居者の方からの申し入れ
は、ただ聞きおくというようなこと
でなしに、それを機会に十分調査して、
修繕をちゃんとさせたいというように
考えておるわけでございます。

○島上委員 一つ実態をよく調査しま
して、修繕については、もつとちゃん
とやってほしいと思つております。こ
の答弁は、あなたが実態をよくつかん
でないから、そういう答弁しかできな
いと思つておりますが、大臣は、やや正直
といえは正直に近い程度の答弁をされ
ました。しかもまだ大臣もよく実態を
調査しておりません。私はもちろんこ
の法律案に賛成するわけではない、値
上げに賛成するわけではないのです
が、しかし、現行法でちゃんと規定し
ておるので、これを履行しない
で家賃を上げなさいということは、民

間の悪家主よりもつとひどいぞとい
うことを言つたわけですから、これは
実態を十分調べて、十分法律を履行す
るよう監督してほしいと思つてござ
います。

それから家賃の問題について一べん
伺いたいのすがこれは、この前大臣が
お見えにならないので、次官に聞きま
したがつ、どうも満足な答弁が得られな
かった。政府は、これから家賃——こ
れは家賃ですから、家賃を、基準以内
は別ですが、基準をこえたものに対し
ては、その者の収入所得に応じて家賃
の割増しをする、四割ないし——第一
種は四割までですから、四割までとい
うことは、二割の人もありましょ
う、三割、四割という人もありましょ
う、こういうことが想定されるわけ
ですね。そうしますと、かりに四万円
には二割、四万五千円には三割、五
万円をこえた者には四割といったふう
に、その人の収入所得に応じて家賃の
額をきめる、そういう考えを基本的に
お持ちですか。

○遠藤國務大臣 これは、一定の基準
の値上りを計算していく、そしてその
間に不公平がないように、公平に扱っ
ていく考えでございます。

とも、同じ年度に建つた同じ広さの家
ならば、同じ家賃であつたのです。今
後もその基準以下はさうだと思つて
す。オーバーした者だけに對しては、
家賃は所得収入に応じて段階をつけ
る、ある者には三千二百円、ある者
には三千五百円、ある者には四千元、こ
ういふふうになるわけですが、家賃に
對して今後さういふお考えをおとり
になりますかというのを聞いておる、私
どもの今までの家賃に對する考え方と
だいが變つてくるわけですか。

○遠藤國務大臣 そこは、収入がふ
えたい人に対しては、あまりこまかくや
らないで、大きく幾つかに分けて段階を
置いていけたらどうか、さういふ考
えであります。その詳しいことは住宅局
長から御説明いたさせます。

○神田政府委員 公営住宅におきま
しても、従来一種と二種というように、
大ざっぱに収入所得によつて家賃が
變つておるわけでありました。これは、
補助率の差からさういふような家賃が
出るように政令できめておるわけ
でございます。この収入が基準をこえた方
につきましても、今回法律に出してお
りますのは、最高の限度を示しまして、
先ほど申しましたような公団の家賃等
との均衡を考えまして、それ以上には
とつてはいけなないというので、限度を
示したわけでございます。これを實際
に運用いたします場合には、ある段階
ごとにきめまして、たとえば収入三万
二千円をこえまして、四万円程度まで
は二割増し——一種住宅の場合でござ
います。四万円をこえれば四割増
し、さういふように現在のところ段階
を考へておるわけでございます。ただ
この場合におきましても、それじゃ四

万円まで一律にいくかというふうな面
もあるわけでございますが、これも十
分無理のないような形に、今後研究し
て案を作りたいたいというふうにお考
へておるわけでございます。

○島上委員 そうしますと、そのオー
バーした部分についてだけですけども、
同じ家で、かかつた経費は同じで
あつても、その人の収入所得によつて
家賃に格差をつける、さういふこと
ですね。そうしますと、私は今までの家
賃に對する考え方がさう大きく變つ
てくると思つております。もしその方針
貫くとしたら、今公団住宅の場合
には、上の方の制限はないのです。入
居資格は三万二千円からありますけれ
ども、三万二千円に入る者と、もう入
るときすでに四万円か五万円の収入が
ある者とある、しかし収入が幾らあ
ろうと、その入居資格さえあれば、幾ら
その収入の差があつてもさうとも同じ
家賃で入つておるわけですか。さうい
うことと今言つた点とは、政府の考
え方が首尾一貫しないということになり
ませんか。

○神田政府委員 公団住宅の家賃で
ございますが、御承知のように、全体の
建設資金につきまして利回りが四分一
厘というふうな形で計算されておるわ
けでございます。ただ三万二千円をこ
えました場合に、いきなり公団住宅の
家賃の水準のところまでいくという
も実情に合わないんじゃないかとい
うわけで、公団の住宅に届くまで、無理
のないような段階を設けたいという
ふうにお考へておるわけでございます。

いかというふうな御趣旨も入つて
かと思つてございまして、従来とも公
営住宅におきましては、減免等の規定も
ありまして、入居しておつた方で何か
不幸が生じたというふうな場合に、減
免は現にやっておつたわけございま
す。さうしますと、必ずしも家賃につ
いては家賃に格差もできておつたわけ
でございます。さういふようなこと
でございますので、社会政策の一つの
制度としてさういふことをやつて参
りますと、社会福祉のための施策を
行つた場合には、ある程度避けること
ができないかというふうにお考へて
おるわけでございます。なお、この措
置を行うにつかしまして、いろいろ団
地内、居住者間にも不平なり不満も
出てくるかと思つてございまして、
これは、社会福祉のための国の施
策に對する入居者の理解を深めるよ
うに努める必要があると思つてお
りますので、この点につきましても、
さう努力いたしたいというふうにお
考へておるわけでございます。

○島上委員 減免措置を講じている
から、収入によつて格差があるとい
うことはこじつけです、減免措置はこ
の法律にもあるのですから。しかし減
免措置をとりましても、それはほん
とに臨時の措置であつて、家賃の額
のうち一定しているのです。千三百
円なら千三百円、千五百円なら千
五百円と一定している。これは一時
的に減免措置をとる。家賃の収入
による格差ではない。これからや
らうとするのは、厳格に収入による
格差を、収入による家賃ですから、A

な、公営住宅の同じ団地の中で、家
賃に格差をつけるのは不合理じゃな
いと思つてございまして、人に

クラス、Bクラス、Cクラスと、こういうふうにできるわけですから、家賃徴収の方針として、そういうふうな今までの方針を變更されるかどうか、變更されるということになれば、他にも当然波及してくる、こういうことを私は伺っているわけです。同じ家でも、その入居している人の収入に応じて家賃に格差をつける方針にしたというならば、それは賛成はしませんけれども、そういう方針ならまたそういう方針で、次のいろいろな質問をしたいと思わなければなりません。

○瀬戸山委員 関連して。今問題になっておりますことは、誤解を受けるおそれがありますから、私も申し上げて答弁してもらいたい。というのは、今収入に応じて家賃に格差をつけるかどうか、そういうことは政府は考えておらないと思うのです。ただ問題は、この前の委員会でも申し上げましたように、公営住宅法によって、いわゆる公営住宅に対して半額くらい国が補助をして、いわゆる建設費に見合ない家賃をきめておる。普通の建設費でやればもっとよけい取らなくちゃならないのだけれども、低所得者に対しては、この際そういうことをしないで、建設費というものをそれほど考えない家賃で徴収しておる、こういうことなんです。そういう人々に家賃をえよという考え方をした。ところが、それ以上収入がある人がおられますので、それも今度の改正では、いわゆる国の補助が二分の一でありますか、あるいはまた三分の二のこともありますけれども、そういう場合に、それをこさい程度に範囲でいわゆる割増金をちょっとうだいたい、それだけの能力のある

人は、そういうふうなことをしたい、こういうことだと思つておるのです。私はそう考へておりますが、それをつけ加えて一つ御答弁を願いたい。

○遠藤國務大臣 私が答弁しようと思つておつたことを、瀬戸山委員から今御指摘がありましたので、三万二千円までは、これは公営住宅として特別の保護をする建前になっておるが、それをオーバーしていく者に対しては、公団住宅のあの線のところまでは特殊な扱いをしていく、こういう考え方はあります。それに応じたあるグレイディングを設けて家賃の増額をお願ひする、そういう考え方がありますから、よろしくお願ひいたします。

○島上委員 そうすると、少しおかしじやないですか。今瀬戸山君が言うのを聞いておると、収入をオーバーした者に対しては、国が二分の一あるいは三分の二の補助をしておつた分を補助しないという建前にして家賃を負担してもらつて、それならば幾つか段階をつけるといふのはおかしじやないですか。三万二千円をオーバーした者は、いわば国の補助を受ける資格がない、言いかえれば、補助は与える必要がないという考えならば、国の補助の分を計算した家賃をオーバーした分に対しては格差をつけずに平等に負担してもらつてというならば、これは合理的として一応筋が通つておるが、それに幾つもの段階をつけるといふことは、所得に応じた家賃を課するということになるのではないですか、それはおかしじやないのです。

○神田政府委員 収入の越た方につきましては、もちろん島上委員の仰せになりましたように、一律に全体の建設

費を四分一厘で計算した家賃にするという考へ方もあると思つておる。この法律におきましては、最高の限度を示しておるわけでございます。その最高限度というものは、公団の全建設費の資金の利回りを準用しておるわけでございます。ただ実施の問題として、これは政令なりあるいは指導の問題になるわけでございませぬけれども、その間にある無理のないようにしたいというところで、四万円というところを一応線を引きまして、それ以下を二割、それ以上を四割という程度が適當ではないかというふうに考へたわけでございます。法律としましては、島上委員の仰せのようなこともできるようなになつておるわけでございます。

○島上委員 私の言うのは、今瀬戸山君が言った趣旨が一貫されておらないじやないか、それと矛盾しておるのじやないかというのを申し上げたのです。それと、もう一つは、この法律のあとの方の改正にありますが、「収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。」という改正、それに関連しておるわけですが、この改正は、こういう改正をしまして、入居者のオーバーした分の収入を、果して的確につかむことができるかどうか。役所に勤めておるのとはすぐわかります。あるいは大きな会社に勤めて、源泉所得税を課せられておる者は、それを調べればわかります。しかし、中には自由業というものがあつたかと思つておる。それから、商売によつては、

あまり取引先を一本根掘り葉掘り取り調べられては困る商売もあるだろうと思つておる。だから、これは、運用によつては行き過ぎを生ずる危険性も、そういう点からあるわけですし、行き過ぎをしないようにやろうとすれば、入居者の収入状況を的確につかむことが非常に困難になつてくる。そうすると、正直者はばかを見て、不正直に収入所得を隠している者がうまくなる、こういうような不公平な事態が生ずるおそれがある。一体、これをどういうふうな改正をしまして、今私が指摘したような不公平な事態を生じないようにできるという自信がございませぬか。

○遠藤國務大臣 その問題は、私ども非常に注意をし、よく練つたところでございませぬ。あたかも税金の、たとえば所得税の査定の場合と同じような問題が出て参るのであります。従つて、これをがしやがしややつて参りますと、いろいろ問題を起しますが、そういうむづかしいことをさせないように、しかも一つの団地、一つの住居地域にみよるものでありますから、それはひとりりでわかつていく。それも、この法律によつてがちやがちややるような気分ではなくて、みんなて話し合つていけば、大体隣の人たちのふところ工合というものがどうだということはおつて参りますから、割合に公平にいくのじやないか、私はこういうふうにお願ひしております。

○島上委員 しかし、そのオーバーした収入の入居者を調べるのに、隣近所を調べて聞き込みなどいたしますから、警察みたいになる、そんなことをしたら大へんですよ。

○遠藤國務大臣 これは、公営住宅の入居者の一回がありますから、おのずとわかつてくるのだらうと思つておるがね。わかりませぬか。大体わかつておるでしょう。最近の人は非常に金回りがいいとか何とか、大体わかつてくるでしょう。で、あまりがちやがちや、この法律の条文をたてにとつて、税務署の職員が踏み込んで調べて、そういうことは、私は住宅問題についてやらせたくないと思つておる。ですから、そこは良識に待つて、その住宅の平和を乱すようなことをしないで、よく指導していききたいと思つております。

○島上委員 そういうふうなひとりりでわかるなんて、そんなものじやないですよ。これは、家賃に関係がなければ正直に申告もするだらうし、調査もできる。ただちに家賃が二割ないし四割上る、三千円の家賃が四千二百円になる、こういう問題がつかまらなつておるのですから、私は、こういうものを正直に申告しない者もあると思つておる。自由な商売をやつておる人には、そういうものが出てくると思つておる。ひとりりでわかるのか、みんなが気持よく協力するとか、そんな甘いものじやない。従つて、そういう不公平な事態が生ずるのです。それを生じさせまいとすれば、勢いどうして運用の面で、人権を侵害するやうな行き過ぎが生ずるおそれがある。行き過ぎを生じないように、円満にやろうとすれば、そういう不公平な事態が生ずる。これは實際運用の面で、事業主体、管理者側でこの法律の条文を持て余すのじやないかと私は思つておる。

○遠藤國務大臣 その収入の調べでありますから、大体、公営住宅の入居者は

九割が俸給生活者であります。九割近い者は俸給生活者でありますから、大体わかっていると思えます。

それからお話のように、御心配のようない点はあんまりがしやがしややらせないように、よく指導して参りまして、公営住宅の平和を乱さぬように、常識的にやるように、よく指導して参りたいと思えます。

○島上委員 おとなしくしていれば、なるべく早くやるが……。

〔何言っているんだ〕選挙演説をやるなと呼ぶ者あり〕

○堀川委員 静粛に願います。

○島上委員 こっちはちゃんと質問をやっているんじゃないか。(発言するものあり)今のやじは何だ。取り消せ。

〔発言する者あり〕

○堀川委員 静粛に願います。島上委員に申し上げます。とりあえず、今そういうことがあったかしらんが、速記には載っておらぬ問題ですか……。

○島上委員 そういう不謹慎なことを与党がするようでは、スムーズに進行しませんよ。そういうことをするならば、こっちにも考えがあります。理事会の申し合せを尊重しながらこっちはやっているんですから。(尊重したらとついに終っているはずだ)と呼ぶ者あり)

私は、今の改正点については非常に問題がある、運用の面でも非常に問題があると思う。今大臣がお答えになったような、そういう甘いものではないと思う。

それから、実は私この問題について入居者とお会いして、いろいろ聞いていろいろ心に、こういう心配をしている

人がある。同じ家に住んでいて、近所隣で、Aクラス、Bクラス、Cクラスというものができるのです。そうすると、学校の子供さんが、あすこの家はお金持ちだ、うちは貧乏人だ、こういったようなことが子供にだんだんわかってきて、非常に団地の平和を乱したり、学校の教育や子供にも精神的に悪い影響を与えるんじゃないか、こういうようなことを指摘している人がありましたが、私もそういう心配をしないわけにはいかぬ、どうしてもわかるのですから。あの人は四割増しで四百二百円、うちは三千円、お隣は三千五百円、こういうふうなことになるかと、あなたもさつきから繰り返して言っておりますが、団地の入居者の平和を乱すという点にもなると思ふ。

〔ならぬ、ならぬそんなことは〕と呼ぶ者あり)君に質問しているのじゃないよ。

○遠藤国務大臣 この家賃問題を實際扱って際際には、お話のような点も確かに注意しなければならぬ点の一つだと思ふ。あんまり事務的にしゃくし定木でもってやるようなことをさせないよう十分指導いたしまして、そういうような人間の生活の機微に十分な指導をして参りたい、こういうふうな考えをしております。

○島上委員 建設省の指導によってそういう事実をなくすることは、私はできなと思う。しかし、この問題はここの辺にして、法制局が来ておりますから、法制局の方に伺いますが、この公営住宅法の第一条には、はっきりと「住宅に困難する低額所得者に対して低廉な家賃で貸付することにより、云

云、これを目的とする。こうなっているわけだ。そしてこの法律にいう低額所得者とは、第一種の場合には三万二千円、第二種の場合には一万六千円を限度としているわけです。それから低家賃とは、現在貸している家賃の二割を低家賃という、こういう解釈をとっておるわけだ。ところが、この法律改正によりますれば、今度はその低額所得者と定義して三万二千円をオーバーした人に対して、現在貸している低家賃に、ある者は八割、ある者は四割増しした家賃で貸す、こういう事実が生ずるわけです。すなわち低額所得者にあらざる者に対して低家賃にあらざる家賃で提供するという事実が一部に存在する、こういうことになるわけだ。そこで、そうなりますと、その一部に存在する事実、この法律の第一条の目的と食い違ってくるのではないかと。私は、そうなりますと、この第一条を修正するか補足しなければ、実態と法文とは合わないのではないかと。こういう質問をいたしました

が、どうも大臣の答弁では、私の納得するような答弁は得られなかった。それで、あなたに来てもらったのです。が、どんなふうな解釈をされますか。

○野木政府委員 申すまでもなく法律第一条は、この法律の目的、すなわち精神をうたったものでありまして、そこ

で規定せられておりますことは、「住宅に困難する低額所得者に対して低廉な家賃で貸付する」というようなことを御指摘のようにうたつてあるわけでありまして、そして今度の改正案につきましても、第二十一条の二で、「収入超過者に対する措置」という規定がありまして、一定の基準を越える収入

があるようになったときには、明け渡しの努力義務を課す、そして次に、一定の標準を越える者に対しては、一定の割増し賃料を徴収することができ、そうなたったわけでありまして、この規定は第一条の趣旨に反するかと申しますと、反するということまで言うことはないのでないかと存する次第であります。といひますのは、現在の法律におきましては、第一条の目的を達するために、あとの各条でそれぞれ具体的措置を講じて、それによつて具体的権利、義務を定めておるわけでありまして、第一条の目的を達するためにいかなる具体的措置を講じるべきかという問題は、一に立法政策の問題でありまして、終局においては、国会で御決定になることだらうと存じます。現行法は、この場合におきまして、第一条では、低額所得者に低廉な家賃で貸付するといひます

が、具体的に、その低額所得者が後にやや高所得者になった場合にどうなるかということ、あとの各条文で、具体的権利、義務関係としては規定してないわけでありまして、また趣旨としては、低額所得者に対して貸すことを目的とした公営住宅でありまして、さて入っている場合、高所得者になった場合には、具体的にどういう人とはどういふ権利、義務を負うかという問題は、あとの各条文では、具体的な権利、義務の規定はないわけでありまして、それで、おそらくこの公営住宅法ができた当時は、第一条の目的を達するには、かような仕組みで目的が達せられるものである、そういうように御判断になって、この法律ができたのだらうと存じます。しかしながら、そ

の後の運用の事情に徴しまして、また今の住宅事情などに徴しまして、そういう措置だけではどうもこの立法の目的を達するのに不十分である、それで、何かいまいし具体的措置を講じたいということ、今度の改正になつたものと存する次第であります。そして、さていふならば、第一条の目的を達するにはどういふ措置をとつたらいいかということになりまして、今具体的に第二十一条の二ができたわけでありまして、ここにおきましては、第一条の目的に照らし合せてみまして、この政令で定める基準を越える収入がある、こういうふうな者は、本来法律が第一条の趣旨でうたつた低額所得者でなくなるわけでありまして、こういう者にはいつまでも貸しておくというのでは、現在の事情から見ても必ずしも適当ではないだらう、またこういう者には、いきなり出でくれというの、また別個の事情から行き過ぎでありますから、せめて努力義務というものも課する程度にした方が、やはり現在の状況において第一条の趣旨を達するの一番よいのではないかと存する次第であります。しこうして、その場合におきまして、先ほどから述べられておるように、この法律は、普通の家賃より補助金などありまして、普通の家賃よりもはるかに低廉な家賃で貸しているわけでありまして、すでである程度の高額所得者になつたものでありますから、本来ならばそういう低廉な家賃で見てもやらないでよいのではないかと、そういうふうな状況になっておるものとも一応いえるわけでありまして、そういうものにつきましても、もうそこま

で保護する必要はないのじゃないか。もちろん公営住宅法を作ったときには、まあそこまでこまかくやらなくても、おそらく目的を達するだろうというところでできたのだらうと思いますが、その後の運用状況に照らしますと、今のようでは足りない。そうして、そういうものについては、やはりある程度割増しの賃料をとるのも適当ではなからうかということになって、二十一条の二ができたものと存する次第であります。そうしますと、かれこれ総合してみましても、結局第一条の目的を達する具体的手段として今の社会的事情、もうもろの事情に徴して、この程度のこと、行き過ぎにもならず、また今の事情を打破するのに一番適切な措置であるということとられたものでありまして、第一条の字句を考えてみましても、少し第一条に手を入れなければならぬ、そういうようなことではなくて、やはり第一条の趣旨という範囲内で、その中の措置を少し変えた、その程度の措置だろう、こう存する次第であります。従いまして、結論といたしましては、第一条の字句を改正するというような必要はないのではないかと存する次第であります。

○島上委員 あなたは法律の専門家だから、その法律の条文について私は聞いておるわけなんです。現在の事情がこうだとか、いろいろな現在の状況を配慮して運用しているのだということ、もう大臣がさっき十分に答えたので、わかってはいる。今あなたは、第一条の範囲内と言いましたが、厳格に申しますと、第一条の趣旨を越えた部分、この法律改正によって若干存在するわけです。つまり、現在の家賃をこの法律の第一条という低家賃といっているし、第二種の場合には、一万六千円、第一種の場合には、三万三千元を低額所得者と、こう解釈しているわけですから——現在の第一条から、そういうように解釈するのが当然でしょう。その解釈を伺いましょう。このいわゆる低額所得者とは、第一種の場合には三万二千元、第二種の場合には一万六千円、低家賃とは現在課しておる家賃、こう解釈してよろしゅうございましょうか、その解釈を伺います。

○野木政府委員 低額所得者の意味につきましては、第二条等に「政令で定める基準の収入」とありまから、この政令にゆだねられておるものと存する次第であります。低廉な家賃というの、この家賃の決定という条項にありまして、この辺で一応きめられておると存じます。しかしながら、今度割増し賃料というものを作りましたが、これも、やはりこの法律でできておる家賃の一種でありますから、十二条以下の家賃の定め方と違う一つの定め方でありまして、結局家賃の一種であります。これも、先ほどから御説もありましたように、一般の普通の自由契約でまざる家賃よりも、やはりそれ以上に出ないわけでございますから、全体の趣旨として、低廉な家賃で賃貸するというこの趣旨からはみ出る——しかも、それが一つの例外的というか、一種の特別の措置でありますから、その点では、第一条の低廉な家賃という範囲とは矛盾しないと存する次第であります。

○島上委員 どうもあなたの御答弁を聞いておりますと、失礼ながら、この政府の提案した法律を合理化するためには、理屈をこじつけているようにしか受け取れない。これを合理化せんがために、少し無理なこじつけをしているようにどうも受け取れる。そうではなしに、私は純粋な法律的な解釈を開きたい。それができなければ、もう質問しても仕方がないのですが、政令で一べん念を押して聞きますが、政令で定める低額所得者の基準というものは、今私が言ったように一万六千円ないし三万二千元です。これは政令で定めておるのです。控除を除いたものについて定めておるのですから、これがこの法律でいう低額所得者であるということは、これは法律上の解釈から——私もはしろうとすけれども、当然そうなると思うのです。

それからこの法律によって割り出した家賃が、現在のこの法律の第一条に該当する低家賃なんですから、そうしますと、この政令で定めた低額所得者の範囲を越えた者は、低額所得者ではないということになる。高額所得者あるいは中額所得者というのかもしれない、とにかくここでいう低額所得者ではなくて存在するわけなんです。これは、私は認めないわけにはいかぬと思ふ。政令で三万二千元までは低額所得者、四万になれば低額所得者ではなくて存するのですからそうでしょう。そこで、私は低額所得者にあらざる者が低家賃でない中間的な家賃で入っているという事実が存在するということは、この第一条の法律の趣旨と、あなたの言ったこの法律の範囲内だ、こう言い切れないではないか。この趣旨と若干食い違ってくるではないか。そうしたら、この第一条を多少その実態に

合うように補正するか修正しなければ、実態と法文とは合わないではないかということを開いているわけなんです。

○瀬山委員 関連して、答弁がまあまちなからんことを期して、私から聞いておきます。(八百長質問ばかりするなよ)と呼ぶ者あり。八百長ではありませんが、(答弁を先にさせた方がいいじゃないか)と呼ぶ者あり。法律というものは、よくお互いに研究して、納得がいってももらいたいと思つてやっておるのです。

今の島上委員の御議論ですと、今度の改正によって、場合によってはいわゆる低額所得者の低額家賃——現在政令で定められておる以上の者がおるじゃないか。それはおるのです。だから、第一条の目的のいわゆる低所得者に対して低家賃の家を供給するの、この点だけをとると反するという議論も成り立つと思ひます。しかし法律全体のいわゆる低額所得者に対して低額の家賃の供給し、国民の福利をはかるという趣旨はちっとも損なれておらない。そういう筋を通そうというのが今の法律の改正でありまして、もし島上委員の言われるように、この法律の第一条の目的通りやれといえは、そういう人はおほほり出すより仕方ないのです。しかし法律はできるだけそういう人々を家賃を貸したいという目的を持ってきておるのですから、そういう残酷な考え方をすること自体がこの法律の目的に反する。第一条の趣旨は、あくまでも低額所得者に低廉な家賃の家を供給しよう、それについてはこういう措置をとりまますぞよという法律の改正ですから、何も第一条の趣旨を没却するものではない、抵触もいたさない、それがこの法律の精神だと思ふのですが、それもつけ加えて一つお答えを願いたい。

○達磨園務大臣 今までの議論をいろいろ聞いておつたのですけれども、島上委員のお考えによりますと、今日すでに三万二千元をオーバーしている者が入っておるのじゃないか、これは法律違反だからおほほり出してしまえ、こういう議論になるのじゃないかと思うのです。私もはそうは思わない。今日でもこれは違反ではないと思つておるわけです。そこに根本的な考え方の違いがあるのじゃないかというふうにおもいますが、今日三万二千元以上の者が第一条の目的に反する形で入っておる、これは法律違反ではないか、何をしておるのだ、こういって小言をいわれるようなことが立論の基礎になつて議論が進められているように思ひます。そこで、私もは、これは法律違反ではない。低額所得者に対して低廉な住宅を供給するというものは、大きくくるんでいられるものであるという建前です。従つて今度三万二千元以上の者の家賃を上げるような手続をしていきましても、第一条の目的は決してそこなうものではない。第一条を変えなくても、これは決して法律違反にはならない、こういう建前をとつておるものがありますから、それで一つ御了承をいただきましたと思うのです。

○島上委員 大臣は私の言うことを誤解しているのです。私は、三万二千元をオーバーしたから高額所得者だと解釈してありません。だから、こういう人に明け渡しの義務を負わしたり、家

質の値上げをしたりすることは反対です。あなた方の今までの答弁、あなた方の解釈によれば、こうなるのじゃないか、そうすると、法律第一条とそれこそ筋が通っていないのじゃないかというところを尋ねているわけですね。ですから、三万二千円をオーバーしても、ここにいう低額所得者であるあなた方は解釈するならば、それでいいのです。そうすれば、その人たちに對しても、低家賃で提供しなければいけません。ですから、私はちっとも反対しない。

しかし、三万二千円をオーバーした者は低額所得者でないと判断しているのですから、これらの人に割増し賃料を課するというのは、低家賃でない家賃で貸すということですから、そうすると第一条に違反するから、第一条を改正しなければ実態と合わぬじゃないか、こういうことを法律の解釈として聞いているのです。とにかく、もう一べん法制局の政治的答弁ではなしに、法律の純粋な解釈を承わっておきたい。

○堀川委員長 島土委員に委員長から申し上げます。前からの申し合せもありまして、できるだけ御質問していただきたく存じますが、もう大体議論も尽きておるのではないかと存じますので、できるだけ結論を急いでやっていたいだきたいと思っております。

○野木政府委員 私も第一条の趣旨というものは、先ほど大臣も御答弁なされたように、やはり法律の大目的をうたっておるのでありますから、この大目的の範囲内におきましては、その具体的措置として大目的を達するため手段でありますから、二十一条の二というものは、別に矛盾をしないでお

さまるのではないかと、そういうように存する次第であります。

○島上委員 これ以上聞いても法律的な純粋な答弁を聞きたいと思つたけれども、聞くことができません。しかし今の答弁は、政府提案を合理化するためのこじつけの答弁です。私は満足いたしません。しかしせつかく委員長のあれもありませんから、私はまだ質問したいことが一ぱいありますけれども、参議院へ回つたら、参議院の同僚諸君に質問してもらつておきたいと思つた。ただ、今の私の質問に對する大臣の答弁にしても、局長の答弁にしても、あるいは法制局の答弁にしても、私は納得もできませんし、満足もありません。これだけははっきり言つておきます。

○堀川委員長 閣下。一問だけ大臣に御聞きしておきたいと思つた。法律は、できてしまつてしまつて、ひとり歩き出します。大臣の御答弁を聞いておられますと、この前山中委員が質問しておりましたように、私も非常にあたあたかい感じがするわけですが、法律としてできてしまつてしまつて、非常に冷酷になつてくる。大臣のような人格者が直接管理に當つておられれば、心配はないと思つておられますけれども、しかし建設立法の中でたくさんできておられます幾多の問題を検討してみますと、たとえ住宅問題につきましても、金融公庫等における建築についても、金融機関から金の借りられない人という事になつておられますが、現実においては、そういう法律よりはみ出してしまつて、お金のある人が税金のがれ、あるいは固定資産税のがれのために借り出して、お金のがれ、世間の常識になつておられます。こういう一事を見ましても、あるいは今度の住宅法の十五条なんかも、「しなければならぬ」というような義務のような規定が出ておられますが、修繕義務というものがちゃんと行われていないし、またそれも、予算上やむを得ないのではなからうか、こういう大臣の答弁が先ほどあつたわけですね。こう考へて参りますと、やはり一定の収入から越えた入居者に對してあなたたい、いわゆる話し合ひでということとは、再三述べられておられますが、この話し合ひを一体どのようにさせるかということ考へてみますと、おそらく大臣は、これから何年か先にはおかわりになると思つたのですが、その場合に、実際の管理者というものはどうやって無理のないように法律をたてにとられると、非常に冷たい管理規定になつてしまつたのではなからうか、一つの法律としてでき上つてしまつたら、大臣の意思にかかわらず、ひとり歩きしてしまつたのです。こう考へて参りますと、具体的な措置として、大臣の精神をどうやってお生かしになるか、これをお聞きしたい。

○遠藤國務大臣 われわれの方から見ますと、非常にありがたい御注意なんです。私にはかねがね申し上げておられますように、これは法律の条文でもってこじこじやるべき性質のものでなくして、一定の公営住宅という平和な生活を送つておるのでありますから、そこへ波乱を起したりするようなことがないように、十分注意して参りたいと思つておられます。そこで、公営住宅の管理者を集めて法の精神をよく示達し、通牒その他でも間違ひのないようにやれ、こういうことを嚴重に示

達し、監督をして参りたいと思つた。この明け渡し義務につきましても、住宅審議会という各方面の住宅の専門家が集まつておる審議会があるのでありまして、法律的な明け渡しの義務を強制執行をするものがなければだめではないかという議論もありましたけれども、私は、そういうことをやるべきではないかということ、あくまで話し合ひで、平和な生活をきちつと守つていくという建前でこの法案を立案して参つたのであります。御注意の点はよく注意をいたしまして、そうして平和な生活に波紋を播かないように努めて参りたいと思つた。

○堀川委員長 この際お諮りいたします。本案に對する質疑は、これにて終局するに御異議ありませんか。

○武藤武雄君 私は、日本社会党を代表して、本案に對して反対の討論を行うものであります。まず第一には、今回の改正のいわば眼目ともいへべき公営住宅入居者のうち、収入超過者に對する措置についてであります。すなわち改正案の第二十条の二によれば、三年以上公営住宅に入居して、政令で定める基準以上の収入となつた者は、その住宅を明け渡すように努めるべきことが規定されておるわけですが、公営住宅法が住宅困窮者に對して住宅を賃貸する

も、家賃の滞納その他の不実の行為があつた場合等において明け渡しを求められることは別として、単に収入が増加したというだけの理由をもって明け渡し義務を課せられることは、居住権を脅かすものともいへべきであつて、法の精神を根本から否定する改悪案であつて賛成しがたいものがあるのではないかと存じます。今日住宅難は依然として解消するに至つておらないのであります。公営住宅を明け渡した場合は、これにかわるべき住宅を求めるとはきつたとい政府当局の答弁に言うごとく、公団住宅等のかわるべき住宅のあつせんがあつたといつたとしても、今日の公団住宅と公営住宅とは、その家賃の点で著しい差があるのであります。六万円、七万円といった高額所得者はいざ知らず、公営住宅の入居資格を多少上回る程度の収入をもつては、その負担の増加には容易に耐え得ないものといわざるを得ないのであります。

さらにも、公営住宅入居者は、長期にわたつて住宅難に苦しんだあげく、数十倍という抽せんの際を突破してようやくくして待望の住居を得て、生活の安定を見た者が大部分であります。しかるに今回の改正が行われますならば、入居しても三年を経過した後に収入が基準額以上になつた場合には、退去しなければならぬことが予告されることとなり、再び住居に對する不安を抱きながら生活を續けていかねばならぬことになるのであります。これによる精神的負担はきつておるわけであり、住宅困窮者に對

も、家賃の滞納その他の不実の行為があつた場合等において明け渡しを求められることは別として、単に収入が増加したというだけの理由をもって明け渡し義務を課せられることは、居住権を脅かすものともいへべきであつて、法の精神を根本から否定する改悪案であつて賛成しがたいものがあるのではないかと存じます。今日住宅難は依然として解消するに至つておらないのであります。公営住宅を明け渡した場合は、これにかわるべき住宅を求めるとはきつたとい政府当局の答弁に言うごとく、公団住宅等のかわるべき住宅のあつせんがあつたといつたとしても、今日の公団住宅と公営住宅とは、その家賃の点で著しい差があるのであります。六万円、七万円といった高額所得者はいざ知らず、公営住宅の入居資格を多少上回る程度の収入をもつては、その負担の増加には容易に耐え得ないものといわざるを得ないのであります。

さらにも、公営住宅入居者は、長期にわたつて住宅難に苦しんだあげく、数十倍という抽せんの際を突破してようやくくして待望の住居を得て、生活の安定を見た者が大部分であります。しかるに今回の改正が行われますならば、入居しても三年を経過した後に収入が基準額以上になつた場合には、退去しなければならぬことが予告されることとなり、再び住居に對する不安を抱きながら生活を續けていかねばならぬことになるのであります。これによる精神的負担はきつておるわけであり、住宅困窮者に對

も、家賃の滞納その他の不実の行為があつた場合等において明け渡しを求められることは別として、単に収入が増加したというだけの理由をもって明け渡し義務を課せられることは、居住権を脅かすものともいへべきであつて、法の精神を根本から否定する改悪案であつて賛成しがたいものがあるのではないかと存じます。今日住宅難は依然として解消するに至つておらないのであります。公営住宅を明け渡した場合は、これにかわるべき住宅を求めるとはきつたとい政府当局の答弁に言うごとく、公団住宅等のかわるべき住宅のあつせんがあつたといつたとしても、今日の公団住宅と公営住宅とは、その家賃の点で著しい差があるのであります。六万円、七万円といった高額所得者はいざ知らず、公営住宅の入居資格を多少上回る程度の収入をもつては、その負担の増加には容易に耐え得ないものといわざるを得ないのであります。

昭和三十四年三月二十七日印刷

昭和三十四年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局